［削る］

⑵　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑵において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び販売費（以下「５部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　一般管理費を、会計規則別表第２第５表（電気事業営業費用明細表）の費用項目（以下「営業費用項目」という。）ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り５部門に直課すること。

②　［略］

［削る］

⑵　送電費、変電費及び配電費（⑴により整理されたものを含む。）のうち、電源線に係る託送料及び減価償却費並びにこれらに対応する設備に係る電気事業財務費用（支払利息に限る。）を、それぞれ発生の主な原因に応じて、水力発電費、火力発電費、原子力発電費及び新エネルギー等発電費に配分することにより整理すること。

⑶　一般管理費（⑴により整理されたものを含む。以下この⑶において同じ。）を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「８部門」という。）に配分することにより整理すること。

①　一般管理費を、会計規則別表第２第５表（電気事業営業費用明細表）の費用項目（以下「営業費用項目」という。）ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り８部門に直課すること。

②　［略］

⑷　水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑷において「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）を、それぞれ、次の方法により、離島供給に係る費用（以下「離島供給費用」という。）及び離島供給費用以外の費用（以下「非離島供給費用」という。）に整理し、非離島供給費用に整理された水力・火力・新エネルギー等発電費を、事業者の指定旧供給区域内の電気の周波数の値の維持等であって離島以外の指定旧供給区域に係るものに係る費用（以下「アンシラリーサービス費用」という。）及びアンシラリーサービス費用以外の費用

［削る］

（以下「非アンシラリーサービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り離島供給費用又は非離島供給費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、営業費用項目ごとに、別表第４に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理すること。

③　①及び②により整理された非離島供給費用を、発生の主な原因に応じて、アンシラリーサービス費用及び非アンシラリーサービス費用に整理すること。

⑸　変電費（⑴から⑶までにより整理されたものを含む。以下この⑸において同じ。）を、次の方法により、低圧需要、高圧需要及び特別高圧需要のいずれにも応じて使用される変電設備に係る費用（以下「受電用変電サービス費用」という。）及び受電用変電サービス費用以外の費用（以下「配電用変電サービス費用」という。）に配分することにより整理すること。

①　変電費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に直課すること。

②　①の整理により難い費用を、別表第３に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、受電用変電サービス費用又は配電用変電サービス費用に配分することにより整理すること。